

社会保険の手続きはオンラインで！

資格取得届や算定基礎届等の社会保険手続きが
届書作成から通知の受け取りまでオンラインで完結します

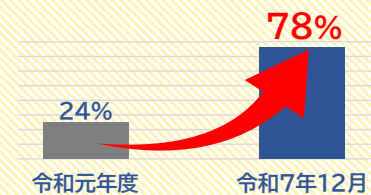
電子申請

資格取得届や算定基礎届等の社会保険(健康保険・厚生年金保険)手続きを、e-Govやマイナポータルを使って、オンラインで申請・届出できます。

主要な届出※の電子申請利用割合は、令和7年末に78%となり、多くの方に利用されています。

※ 資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、
健康保険被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届

主要な届出の電子申請割合



オンライン事業所年金情報サービス

毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書を一度登録すると、定期的にオンラインで受け取れます。

まずはアカウントの取得から、登録は簡単

「GビズID」 スマホで簡単、アプリ認証！

- 複数の行政サービスで使える無料のIDです。
- 届書作成プログラムと併せて利用すると、申請の手間と費用を抑えられます。



「e-Govアカウントと電子証明書」 スマートフォンによる認証が難しい方も！

- e-GovアカウントやMicrosoftアカウントも利用できます。
- 利用できる電子証明書の詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。



オンライン事業所年金情報サービス※1のメリット

オンライン事業所年金情報サービスは、受け取るデータによって様々なメリットがあります。

メリット	名称	概要
毎月の口座振替額・領収済額をオンラインで確認、データで管理	保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付する事業所の、当月の口座振替額と前月の領収済額をお知らせする通知書
社会保険料の金額を、紙の通知より先に把握	社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額の情報
前月からの保険料の増減理由や対象者が確認可能	保険料増減内訳書	保険料の増減に該当する被保険者、増減となった理由及び増減額の情報
一部のデータの入力を省略でき、スムーズな申請が可能	被保険者データ	届書作成プログラム※2で簡単に届書を作成するための、事業所情報と被保険者情報のデータ

※1 オンライン事業所年金情報サービスの申し込み方法は裏面をご確認ください。

※2 届書の作成、電子申請が簡単にできるプログラムです。日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。

オンライン事業所年金情報サービスの申し込み方法

STEP 1 e-Gov電子申請アプリケーションをインストール

すでにインストールしている場合は、[STEP2](#)へ進んでください。



※e-Gov電子申請トップページ(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>) ログインボタン右隣の<e-Govを初めてお使いの方へ>から、アプリケーションのインストール画面に遷移し、インストールを事前に行ってください。

STEP 2 e-Gov電子申請にログインし、マイページから[電子送達申込み]を選択



利用可能なアカウントでログイン

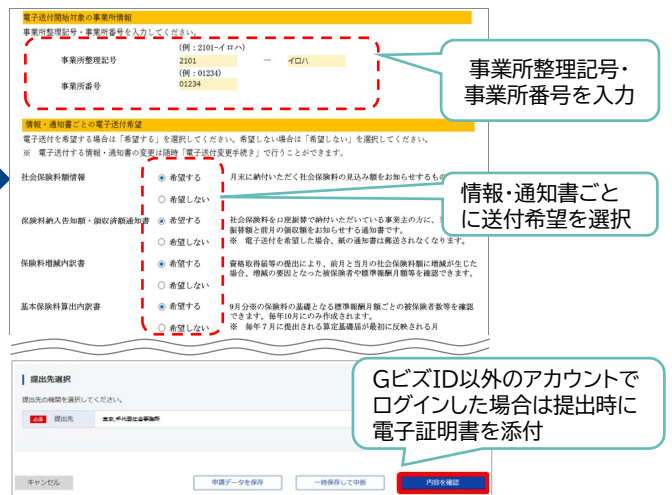


e-Govマイページから[電子送達申込み]を選択

STEP 3 電子送付開始手続きの[申込み入力]を選択、必要な情報を入力して提出



電子送付開始手続きの[申込み入力]を選択



事業所整理記号・事業所番号を入力

情報・通知書ごとに送付希望を選択

GBizID以外のアカウントでログインした場合は提出時に電子証明書を添付

ご利用方法等の詳細

日本年金機構のホームページには、おおまかな手続きの手順がわかる動画や、操作手順の詳細を記載したガイドブックを掲載していますので、ぜひご活用ください。

日本年金機構 電子申請
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

オンライン事業所年金情報サービス
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

- 電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせ
 ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口):0570-007-123(ナビダイヤル)→「2番」をお選びください
 ※050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください
 〈受付時間〉月～金曜日:8:30～19:00 / 第2土曜日:9:30～16:00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。
- 管轄の年金事務所でもお問い合わせにお答えします。